

各位

2025 年 5 月 29 日
株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木強
EMAIL : info@stracap.jp

**株式会社ゴールドクレスト（東証スタンダード：コード 8 8 7 1）代表取締役に対する
損害賠償責任を追及する訴え提起の請求について**

弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、弊社及びファンドは株式会社ゴールドクレスト（以下「当社」といいます。）の株主です。

当社の代表取締役社長である安川秀俊氏は、安川秀俊氏個人が間接的に発行済株式数の 100%を保有していた株式会社佐藤秀（以下「佐藤秀」といいます。）をして、当社取締役会の承認を経ることなく当社と競業する取引を行いました。

弊社は、当社（当社の監査役）に対し、2025 年 5 月 22 日付の書面により、下記の内容により安川秀俊氏に対して損害賠償責任を追及する訴えを提起するように請求し、同書面は同月 23 日に当社に到達しました。

記

会社法 3 5 6 条 1 項の規定により、安川秀俊氏が第三者（佐藤秀）のために当社の「事業の部類に属する取引」を行う場合、当社取締役会による競業取引の承認がなされることを要するが、安川秀俊氏は取締役会の承認を得ることなく、佐藤秀をして分譲マンションを建設及び販売する取引、すなわち「事業の部類に属する取引」を行った。従って、安川秀俊氏は当社取締役としての競業避止義務に違反していることから、安川秀俊氏は当社に対して損害賠償義務を負う。

会社法 4 2 3 条 2 項の規定により、佐藤秀が得た利益の額として推定される 20 億 7084 万円（注）は会社に生じた損害と推定されるため、弊社は、安川秀俊氏に 20 億 7084 万円の損害賠償を求める訴えを提起するよう当社（当社の監査役）に請求する。

以上

（注）金額は当社の四半期決算を基にした推定値であり、今後変更される可能性があります。

本プレスリリースと関連するプレスリリースは以下のとおりです。

2025 年 1 月 27 日：株式会社ゴールドクレスト（東証スタンダード：コード 8 8 7 1）に対する司法手続きの開始及び特集サイトの開設について ([link](#))